

ペットボトルの店頭回収（東京ルール）の廃止について（案）

現在、23区におけるペットボトルの回収事業は、店頭回収と集積所回収により実施している。  
 ペットボトル回収事業の実情を踏まえ、23区で了承された東京ルール（ペットボトル店頭回収）を平成27年2月に廃止する方針及びその後の検討等に基づき、目黒区におけるペットボトルの店頭回収を平成27年2月末で廃止し、集積所回収に一元化することとする。

1 23区におけるペットボトル店頭回収事業の経緯

平成9年4月から東京ルールとして事業化されたペットボトル店頭回収事業は、平成20年度以降、集積所等でのペットボトル回収量が大幅に増加し、店頭回収の回収量は大幅に減少した。このことから、各区の実情に応じた、より弾力的な対応が可能となるよう、店頭回収のあり方を検討することが必要となった。

平成22年度より特別区清掃リサイクル主管課長会リサイクル分科会で検討を行った結果、平成24年3月に東京ルールを平成27年2月末に廃止することが23区全体で了承された。

平成24年度にはペットボトル関係者（販売事業者）との意見交換、東京環境保全協会への情報提供等を実施した。今後、ペットボトル関係者（販売事業者）との意見交換会を引き続き開催し、統一的廃止に向け、区民への周知方法を中心に具体化を図っていくこととしている。

2 目黒区におけるペットボトル店頭回収事業の概要

(1) 回収拠点数

127か所（コンビニエンスストア：100か所、スーパーマーケット：14か所、酒販店：9か所、エコプラザ2か所、その他：2か所）

(2) 回収回数

週3回（月・水・金：67か所、火・木・土：62か所）  
 年間309日

(3) 回収方法

委託業者が区内の各拠点を新小型特殊車1台（作業員1名）で回収し、1日2回中間処理施設に運搬している。

(4) 回収量

単位：kg

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
店頭回収量	136,176	100,270 (26.4%)	94,750 (5.5%)	87,420 (7.7%)	80,110 (8.4%)	40,000

平成25年度は9月分までの実績。( )内は対前年度比

平成20年9月までは店頭とモデル地区（集積所）で回収、10月から区内全域（集積所）で回収。

(5) 中間処理

中間処理施設（京浜島リサイクルセンター）において、選別、圧縮、梱包等の処理を行ったうえで、保管し、財団法人日本容器包装リサイクル協会が指定する再商品化事業者へ引き渡す。

## (6) 歳出経費

単位：千円

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度 (予算)
回収	23,040	21,444	21,102	20,826	20,449	20,681
中間処理	6,925	4,738	4,448	4,104	3,760	4,107
計	29,965	26,182 ( 12.6%)	25,550 ( 2.4%)	24,930 ( 2.4%)	24,209 ( 2.9%)	24,788 (2.4%)

( )内は対前年度比

平成20年9月までは店頭とモデル地区(集積所)で回収、10月からは区内全域(集積所)で回収。

### 3 「東京ルール の見直しについて」の方針

特別区清掃リサイクル主管課長会において、検討を行う場としてリサイクル分科会にペットボトル店頭回収検討部会を設置し、平成22年4月から「店頭回収事業のあり方」について、調査・検討を行った。平成24年3月の特別区清掃リサイクル主管課長会において、「東京ルール の見直しについて」の方針をとりまとめ、区民への周知期間(移行期間)を設けた上で、東京ルール を平成27年2月末に廃止することが23区全体で了承された。

#### 「東京ルール の見直しについて」の方針

- 1 区民への周知期間(移行期間)を設けた上で、東京ルール を平成27年2月に廃止する。
- 2 店頭回収を継続したい区がある場合は、移行期間中に各事業者と新たに協定を締結し、店頭回収を行う。
- 3 移行期間は平成25年4月から平成27年2月までとする。ただし、平成27年3月は、2月下旬に持ち込まれたペットボトル、廃止後に誤って持ち込まれた場合の対応をとる。
- 4 23区共通の回収ボックス用ステッカー等の掲示物を作成し、区民周知する。

### 4 ペットボトル店頭回収事業(東京ルール )廃止による影響

#### (1) 区民

ペットボトルの回収は、集積所で週1回行っていることから大きな影響は生じないと考えられる。ただし、集積所回収は、店頭回収と比較して、区民が出せる時間に限りがあるという点もあることから、利用者に丁寧に周知していく。

#### (2) 経費

##### ア 回収

回収経費は、店頭回収を廃止することにより、約2,000万円が不要となる見込みである。

##### イ 中間処理

中間処理経費は、回収量に応じて負担する経費であることから、店頭回収分がそのまま集積所回収に移行すると同程度の経費負担が生じることとなる。

#### (3) 廃止後の店頭回収

多くの事業者は、納入業者による独自の回収処理ルートを持っており、区の集積所での回収量に大きな影響はない見込みである。

5 今後の予定

平成25年11月27日	都市環境委員会へ報告
26年 2月頃	販売店関係団体への通知
3月頃	販売回収協力店への通知
12月～	区民周知（回収ボックスシール、店舗ちらし、めぐろ区報、区ホームページ）
27年 2月末	店頭回収廃止

以 上

【参考】

1 回収全体（店頭及び集積所）

(1) 回収量 (単位kg)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
店頭	136,176	100,270 ( 26.4%)	94,750 ( 5.5%)	87,420 ( 7.7%)	80,110 ( 8.4%)	40,000
集積所	475,634	774,820 (62.9%)	815,490 (5.2%)	958,310 (17.5%)	944,940 ( 1.4%)	548,310
計	611,810	875,090 (43.0%)	910,240 (4.0%)	1,045,730 (14.9%)	1,025,050 ( 2.0%)	588,310

平成25年度は9月分までの実績。 ( )内は対前年度比

平成20年9月までは店頭とモデル地区（集積所）で回収、10月から区内全域で実施。

(2) 歳出経費 (単位：千円)

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度 ( 予算 )
店頭	回収	23,040	21,444	21,102	20,826	20,449	20,681
	中間処理	6,925	4,738	4,448	4,104	3,760	4,107
	計	29,965	26,182	25,550	24,930	24,209	24,788
集積所	回収		170,964	170,735	170,981	170,453	171,758
	中間処理		40,179	41,790	48,322	47,721	52,427
	計		211,143	212,525	219,303	218,174	224,185
全体	回収		192,408	191,837	191,807	190,902	192,439
	中間処理		44,917	46,238	52,426	51,481	56,534
	合計		237,325	238,075 (0.3%)	244,233 (2.6%)	242,383 ( 0.8%)	248,973 (2.7%)

平成20年度は他業務（プラスチック製容器包装）と一括の契約であり経費按分が困難なため未記載。

2 23区のペットボトル回収量 (単位：トン)

	20年度	21年度	22年度	23年度
23区回収量	28,984	31,569 (8.9%)	32,180 (1.9%)	36,300 (12.8%)

( )内は対前年度比